

犬を飼うために必要な手続き



①犬の登録をすること

飼い主は、犬を飼い始めてから30日以内に市区町村へ登録をしなければなりません。狂犬病が発生した場合に迅速な対応をとるためにも、飼い犬がどこに何頭いるのかを把握する必要があります。犬を飼う人の義務ですので、必ず飼い犬の登録をしましょう。

※登録には、一頭あたり3,000円の手数料が必要です。

※子犬については、生後91日以上経過してから登録してください。

※引っ越しした時や飼い主が変わった、犬が死亡した時は市役所へ連絡してください。

②狂犬病予防注射を毎年受けさせること

狂犬病は発症すると、犬も人も治療することが出来ずに死亡します。日本周辺国では狂犬病が現在もまん延しているため、万が一国内へ持ち込まれた場合にも、予防注射によって愛犬や人への感染を防ぎます。必ず毎年、動物病院や市の集団接種会場で受けさせましょう。



③犬に鑑札と注射済票をつけること

『鑑札』は犬を市に登録した時にもらえる札で、犬に対して1つ発行されます。『注射済票』は予防注射の時にもらえる札で、毎年発行されます。首輪につけることで愛犬が脱走した際の目印や、注射を受けている証明になります。

【鑑札】



【注射済票】



※注射済票は年度によって色が異なります。



犬の飼い主には、狂犬病予防法によってこれらの行為が**義務**づけられています。違反した場合は、**20万円以下の罰金の対象**となる可能性があります。

愛犬を狂犬病から守るためにも、市への登録と毎年の予防注射を忘れずに行ってください。

飼い主の皆様へ



動物を飼うことは、動物の命を預かることです。飼い主は、動物が健康で快適に暮らせるようにするとともに、社会や近隣に迷惑を及ぼさないようにする責任があります。

！ 犬に関する苦情が増えています

①ふんは持ち帰りましょう。

道路や他人の敷地にふんをさせたまま放置しないでください。散歩時にはスコップや袋を携帯し、ペットのふんは飼い主が必ず持ち帰りましょう。



②首輪、リードを着けましょう。

どのような犬でも怖いと感じる方がいます。散歩時には必ずリードを着用し、他の犬や人に飛び掛からないように注意してください。また、家の庭へ放つときも、リードを繋いで動ける範囲を制限、道路との間に柵を設けるなど工夫し、犬の脱走を防いでください。

③無駄吠えをさせないようにしましょう。

鳴き声が気になり煩い、眠れないなどの苦情が寄せられています。ご近所同士の騒音問題になる前に、必要以上に吠えることがないようにしつけをお願いします。



！ 犬が人に噛みついてしまったら

飼い犬が人を咬んでしまった場合、48時間以内に届出をする必要があります。

届出先：愛知県動物愛護センター（0532-33-3777）

飼い主は民事上（治療費等の支払い）、刑法上（業務上過失傷害罪等）の責任が問われることがあります。飼い犬が人を咬まないよう、十分注意して下さい。



【問い合わせ先】
新城市役所 環境政策課
(0536) 23-7690